

特任検事に対する法曹資格の付与について

日本弁護士連合会

1 「法曹資格」とは

「法曹」とは、裁判官、検察官、弁護士を意味する（審議会意見書 56 頁）。

「法曹制度検討会」が、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者の制度改革について検討すべきものとされているのもそのためである。

審議会意見書は、法曹が法の支配の直接の担い手であり、国民の「社会生活上の医師」としての役割を負い、中でも弁護士は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」との使命に基づき、国民にとって「頼もしい権利の護り手」であるとともに、「信頼しうる正義の担い手」とならなければならないものとする。

2 現行法による特任検事に対する法曹資格の付与

現行制度において、法曹資格（裁判官、検察官、弁護士の資格）は原則として、司法試験に合格し、司法修習を終了した者に付与される。

特任検事は、「検察官特別考試」には合格しているものの、司法試験には合格せず、司法修習も終了していない検事である。

現行法は、特任検事に対する法曹資格の付与の途を閉ざしてはいない。特任検事が司法試験に合格すれば、その後、さらに 5 年（弁護士の資格）または 10 年（判事の資格）そのまま特任検事に在職することをもって、司法修習を終了しなくてもその資格を付与している。

従って、審議会意見書が「特任検事へ法曹資格の付与を行うための制度整備を行う」とするのは、この要件の緩和を指し示している。

3 特任検事に対する法曹資格付与の要件緩和の内容

特任検事に法曹資格を付与する制度を整備するにあたっては、特任検事の経験では養われない弁護士や裁判官の職務への適性を担保し、上記の法曹の役割を果たしうる質を確保するべきことを考慮する必要がある。そこで、現行法の要件緩和の措置としては、司法試験口述式試験の合格と 5 年（弁護士の資格）または 10 年（判事の資格）の在職（司法試験口述式試験合格の前後を問わない）をもって、それぞれの資格を付与するとするのが相当である。

4 新法曹養成制度への移行の完了後について

新法曹養成制度への移行が完了し、現行司法試験制度が廃止された後は（平成 23 年以降）上記の特任検事に法曹資格を付与する優遇措置は廃止すべきである。